

平成27年6月11日

第2回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成27年6月11日(木) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄	14番	佐々木 勇

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	河西 浩一
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	山下 俊和
町長公室長	高嶋 好弘
総務課長	石原 光弘
政策企画課長	岡部 登
税務課長	中川 隆弘
住民課長	矢野 修司
福祉保健課長	藤原 安江
福祉保健課主幹	丸岡 多恵子
環境課長	石井 克典
建設課長	島田 和博
産業課長	神原 宏一
消防長	前原 成俊
上下水道課長	河田 数明
教育課長	岡 敦憲

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	宮本 和季

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

議員各位には、ご多忙のところ、定刻にご参集をいただきまして誠にありがとうございます。

ただ今より、平成27年第2回多度津町議会定例会を開催いたします。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。

町長（丸尾 幸雄）

おはようございます。

今日も鬱陶しい天気が続いております。

梅雨ですから致し方ないとは思いますが、昨日、愛光保育園の園児たちが約25、6名から30名近く花の日ということで、庁舎を訪問してくれました。

きれいな花をいっぱい頂いたんですけども、また歌も歌ってくれました。

その中で私たちのために、一生懸命働いてくださり、ありがとうございますという元気な大きな声を頂きました。

やはり子どもたちが元気にそして挨拶をしたり、また歌を歌ったり、そういう嬉しい言葉をいただくということは、大変この庁舎1階のロビーですね、税務課の前あたりで行ないましたけども、大変清涼感がいっぱいになって、清々しい梅雨空を吹き飛ばすような感じになりました。

そういうふうなことがありましたことをご報告を申し上げ、今日から6月議会ということになります。

議案も提出させていただいております。

慎重審議をいただき、また、私共にとっても、皆様方にとっても有意義な6月議会となりますことを期待を申し上げて、開会に際してのご挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（志村 忠昭）

ありがとうございました。

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、平成27年第2回多度津町議会定例会は成立を致しました。

これより、第2回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は配付の通りであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、8番古川幸義君、14番佐々木勇君を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

庄野議員。

議会運営委員会委員長（庄野 克宏）

会期は、本日6月11日木曜日から6月19日金曜日までの9日間と致したいと思います。詳細な日程につきましては議長の方にお諮りいただきたいと思  
います。

議長（志村 忠昭）

ただ今、議会運営委員長の発言の通り、本定例会の会期は、本日より6月19日までの9日間とし、日程については、6月11日木曜日提案説明、12日金曜日  
から15日月曜日休会、16日火曜日一般質問、17日水曜日建設産業民生常任委員会、及び総務教育常任委員会、18日木曜日委員会の予備日、19日金曜日  
議案審議、と致したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より6月19日までの9日間とし、先に言いました日程  
よることにより決定致しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長報告であります。本日までに受理した請願は1件で、お手元に  
配付いたしました請願文書表の通りでございます。

これを会期中の、総務教育常任委員会に付託致しましたので報告します。

次に、監査委員より、例月現金出納検査、町長より、平成26年度多度津町一  
般会計繰越明許費繰越計算書、平成26年度多度津町土地開発公社決算等状  
況、並びに平成26年度公益財団法人多度津町文化体育振興事業団の経営状況  
の報告を受けております。

報告は印刷配付をしておりますので、朗読は省略を致します。

次に、委員長報告を行います。

最初に、5月20日に開催されました議会運営委員会の、委員長報告を求め  
ます。

議会運営委員会委員長、庄野克宏君

議会運営委員会委員長（庄野 克宏）

去る5月20日に開催いたしました議会運営委員会の結果を次のとおりご報告  
いたします。

審議事項。

議会活性化について。

審議結果。

議会活性化について審議の結果、次のとおり決定いたしました。

一つ、一般質問において一問一答方式を平成27年9月議会から導入し、一問一答方式と従来の一括質問方式を選択制にする。

一つ、従来の一括質問方式においては、質問回数の制限を撤廃する。

一つ、一問一答方式、及び一括質問方式における一人当たりの持ち時間は質問時間、及び答弁時間を合わせ45分とする。

一つ、一括質問方式の見直しとして、一問一答方式の導入により多度津町議会会議規則を一部改正する。

一つ、一般質問の答弁書の配布については、今後執行部と協議していく。

一つ、質問席及び筆記席の設置により、移動の必要がある議員席の設置個所については、現場にて合やすこととする。

一つ、討論を行う場所については、今後協議していく。

一つ、上記以外の詳細な取り組み事項については、平成27年5月13日開催の全員協議会で協議した内容のとおりとする。

以上です。

議長（志村 忠昭）

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長報告について、これを了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告は了承することに決定いたしました。

続きまして、町長報告であります。

これにつきましても、すでに印刷配付をいたしておりますので、朗読は省略させていただきます。

日程第4、議案第1号 多度津町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例(案)の制定についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長 藤原君

福祉保健課長（藤原 安江）

おはようございます。

議案第1号、多度津町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例（案）の制定について、提案説明を申し上げます。

介護保険サービスの中で町が事業所指定や監査、指導を行っております「指定地域密着型サービス等の運営基準等につきましても、従前「要介護1から5の方が利用できる「地域密着型サービス」と要支援1・2の方が利用できる「地域密着型介護予防サービス」に関し、二つの条例を制定しておりました。

この度、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」が平成27年4月1日に公布、施行されたことに伴い、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの名称や運営基準等について広範囲な変更があった点、また、今後も「厚生労働省令」の大幅な改正が見込まれることから、形式を簡潔なものに改め、「多度津町指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年多度津町条例第19号）の全部を改正し、「地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの運営基準等」を合わせて定めた内容の本条例（案）を制定しようとするものです。

条例（案）の内容につきましては、第2条第1項で、「地域密着型サービス」及び「地域密着型介護予防サービス」の定義を3ページの別表第1の左側に記載されている内容に定め、同条第2項で、本町の実情を考慮した従業者、設備、会計等の記録の保存については、別表第2に記載されたように定めようとするものです。

第3条は、災害対策に関する具体的な計画の作成と掲示について定めようとするものです。

また、第6条で委任に関することを定めようとするものです。

附則として、第1項、この条例（案）は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するものです。

第2項、多度津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例は、廃止しようとするものです。

以上で、議案第1号の提案説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第5、議案第2号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長公室長 高嶋君

町長公室長（高嶋 好弘）

おはようございます。

それでは、議案第2号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明を申し上げます。

今回の条例改正は、管理職手当受給職員が災害への対処などにより、臨時又は緊急の必要によりやむを得ず勤務した場合の管理職員特別勤務手当の支給に関して、国及び県や他の地方公共団体の職員との権衡をも考慮し、条文を追加するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

3ページから4ページの一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表をご覧ください。

第17条の2の次に管理職員特別勤務手当の条文を第17条の3として追加しようとするものです。

第1項には、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給するものです。

第2項には、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給するものです。

第3項は、管理職員特別手当の額を、第1号には、第1項に規定する場合、同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額とし、第2号には、2項に規定する場合、同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額とするものです。

第4項には、前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定めるものです。

2ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6、議案第3号、多度津町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長、矢野君。

住民課長（矢野 修司）

おはようございます。

議案第3号、多度津町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の制定についての、提案説明を申し上げます。

平成24年4月6日に公布されました国民健康保険法の一部を改正する法律（平成24年法律第28号）の中で、所得の少ない者の数に応じて国及び都道府県が市町村を財政的に支援するための制度が平成27年度より恒久化されることとなり、同法「72条の4」が新設されたことに伴い、本条例中の引用条文の改正をしようとするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

第8条第1項において、引用法令条文を現行の「第72条の4」から「第72条の5」に改めるものでございます。

1ページにお戻りください。

附則として、施行期日について、「この条例は、公布の日から施行し、改正後の多度津町国民健康保険条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。」と規定しております。

以上、簡単ではございますが、議案第3号の提案説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7、議案第4号、多度津町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長、藤原君。

福祉保健課長（藤原 安江）

議案第4号、多度津町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について、提案説明を申し上げます。

今回の条例改正は、「児童福祉法」の改正及び「子ども・子育て支援法」の制定により、本町の「保育の実施に関する条例」の所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容は、子ども・子育て支援新制度において、小学校就学前の子どもについて「保育の必要性」の有無を3つの区分に分けて認定し、使える施設などを決定するしくみとなったこと。また「保育の必要性を判断する項



目」に児童虐待のおそれがあることや配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認められることなども追加されたこととさせていただきます。

それでは、新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

4ページをお開きください。

アンダーラインの箇所が今回改正しようとする部分でございます。

まず、4ページの上段部分をご覧ください。

題名を「多度津町保育の利用に関する条例」に改め、第1条中に「子ども・子育て支援法」を追加しようとするものでございます。

第2条の見出しを（保育の認定）に改め、同条第1項は、「認定区分」について、第2項は、保育を必要とする子どもの認定について、「保育に欠けると判断する該当項目」について定めるものでございます。

5ページをご覧ください。

上段部分に従前の第1号・第2号を削り、第1号「昼間以外の就労について」定め、下段部分、第6号「求職活動中であること」、又第7号「就学中であること」。

6ページをお開きください。

第8号「職業訓練を受けていること」第9号「児童虐待が疑われること」第10号「配偶者からの暴力が疑われる場合」第11号「育児休業中の継続利用について」の項目を追加しようとするものです。

第3条につきましては、新しい認定制度の導入により、「保育必要量の認定」について定め、8ページをお開きください。

第4条「保育の利用」保育所等の利用に係る優先度を踏まえてその利用を調整する措置を行うこととなったことなどを定めようとするものです。

3ページにお戻りください。

附則としまして、この条例（案）は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用しようとするものです。

以上で、議案第4号の提案説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第8、議案第5号、多度津町公民館設置条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第6号、多度津町総合スポーツセンター設置条例の一部を改正する条例（案）の制定について、提案説明の都合上、一括議題と致します。

教育課長 岡君。

教育課長（岡 敦憲）

おはようございます。

議案第5号および議案第6号について、一括して提案説明を申し上げます。

まず、議案第5号、多度津町公民館設置条例の一部を改正する条例（案）の制定につきまして、提案説明を申し上げます。

今回の改正は、多度津中学校敷地内にある「多度津町立多度津地区公民館」を本年度解体のため使用していないことから、改正しようとするものであります。

それでは、2ページの新旧対照表をご覧ください。

第3条中の「多度津町立多度津地区公民館、多度津町本通2丁目11番5号」を削除し、あわせて、「多度津町立中央公民館、多度津町栄町3丁目1番9号」の3丁目の数字を漢数字に改め、又「多度津町立中央公民館本通分館、多度津町本通1丁目8番4号」の1丁目の数字を漢数字に改め、さらに、第12条中2行目「第11条」を「前条」と改めようとするものでございます。

1ページにお戻りください。

なお、附則といたしまして、「この条例は、公布の日から施行し、改正後の多度津町公民館設置条例の規定は平成27年4月1日から適用する。」とするものです。以上、簡単ではありますが、議案第5号、多度津町公民館設置条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明を終わります。

次に、議案第6号、多度津町総合スポーツセンター設置条例の一部を改正する条例（案）の制定につきまして、提案説明を申し上げます。

今回の主な改正は、多度津町総合スポーツセンター内の多度津町第2体育館における使用について、部分使用を追加するとともに、多度津町体育館いわゆる第1体育館の個人使用における照明料部分の文言を整理しようとするものであります。

それでは、まず、3ページの新旧対照表をご覧ください。

「別表第1（第3条関係）の欄で「多度津町第二体育館管理棟」を「多度津町第二体育館」と「管理棟」を区分しようとするものです。

続いて、4ページをご覧ください。

別表2の下段個人使用の照明料部分の文言、「上記専用使用部分使用に同額」を「上記使用部分又は部分使用に同額」に改め、ページ5ページの下段、第二体育館の専用使用の下に「部分使用」を加え、「床面積の2分の1を利用する場合」「使用料および照明料について全面的2分の1」とするものであります。

さらに「個人使用の照明料」部分の文言、「上記専用使用に同額」を「上記専用使用又は部分使用に同額」と改めようとするものであります。

2ページにお戻りください。

なお、附則といたしまして、「この条例は、平成27年8月1日から施行する。」と

するものであります。

以上、簡単ではありますが、議案第6号、多度津町総合スポーツセンター設置条例の一部を改正する条例（案）の制定について、の提案説明を終わります。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第9、議案第7号、平成27年度多度津町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長、石原君

総務課長（石原 光弘）

おはようございます。

おはようございます。議案第7号、平成27年度多度津町一般会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額、86億7千万円に、歳入歳出それぞれ、4,672万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、87億1,672万1,000円とするものです。

この度の補正予算のうち、歳出における増額補正の主なものは、戸籍住民台帳費、社会福祉費、児童福祉費などです。

歳入における増額補正の主なものは、国庫補助金などです。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、説明申し上げます。

20ページをお開き下さい。

歳出といたしましては、款1. 議会費は、議会活性化に伴う備品購入費等で、98万円の増額補正により、1億2,404万2,000円に改めるものです。

22ページをお開き下さい。

款2. 総務費は、1,347万4,000円の増額補正により、12億3,200万4,000円に改めるものです。

項1、総務管理費は、517万円を増額し、内訳として、目1、一般管理費は、17万円の増額。

目6、企画費は、500万円の増額です。

項3、戸籍住民基本台帳費の目1、戸籍住民基本台帳費は、830万4,000円の増額です。

24ページをお開き下さい。

款3. 民生費は、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金等で、3,086万7,000円の増額補正により、27億976万1,000円に改めるものです。

項1、社会福祉費は、2,029万1,000円を増額し、内訳として、目1、社会福祉総務費は、2,027万1,000円を増額。

目7、障害者福祉費は、2万円の増額です。

項2、児童福祉費の目1、児童福祉費は、1,057万6,000円を増額です。

26ページをお開き下さい。

款4. 衛生費、項1、保健衛生費、目3、環境衛生費は、財源内訳の変更です。

28ページをお開き下さい。

款6. 農林水産業費は、5万円の増額補正により、2億3,442万4,000円に改めるものです。

項1、農業費の目3、農業振興費、5万円の増額です。

30ページをお開き下さい。

款7. 商工費は、5万円の増額補正により、8,696万5,000円に改めるものです。

項1、商工費は、5万円を増額し、内訳として、目1、商工総務費は、5万円の増額。

目3、観光費は財源内訳の変更です。

32ページをお開き下さい。

款10. 教育費は、130万円の増額補正により、15億4,459万3,000円に改めるものです。

項1、教育総務費の目2、事務局費は、30万円の増額。

項3、中学校費の目3、学校建設費は、財源内訳の変更。

項5、社会教育費は、100万円を増額し、内訳として、目1、社会教育総務費は、100万円の増額。

目3、図書館費は、財源内訳の変更です。

次に、歳入について説明いたします。

10ページをお開き下さい。

款8. 国庫支出金は、4,073万7,000円を増額補正により、8億3,598万1,000円に改めるものです。

項2、国庫補助金の、目1、総務費国庫補助金、822万円4,000円を増額。

目3、民生費国庫補助金、3,251万3,000円を増額です。

12ページをお開き下さい。

款9. 県支出金は、35万5,000円を増額補正により、6億13万8,000円に改めるものです。

項2、県補助金の、目2、民生費県補助金、5,000円を増額。

目4、農林水産業費県補助金、5万円の増額です。

項3、県委託金の、目6、教育費県委託金、30万円の増額です。

14ページをお開き下さい。

款11、寄付金は、50万円の増額補正により、88万5,000円に改めるものです。

16ページをお開き下さい。

款13. 繰越金は、12万9,000円の増額補正により、13万円に改めるものです。

18ページをお開き下さい。

款14. 諸収入は、500万円の増額補正により、2億6,160万5,000円に改めるものです。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額86億7,000万円を、87億1,672万1,000円に改めようとするものです。

以上、簡単な説明でございますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第10、議案第8号、平成27年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長 河田君。

上下水道課長（河田 数明）

議案第8号、平成27年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

下1ページをお開き下さい。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額9億6,427万4,000円に、歳入歳出それぞれ1,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、9億7,727万4,000円とするものでございます。

今回の補正予算のうち、歳出は、下水道費の増額補正でございます。

一方、歳入は、町債の増額補正でございます。

次に、第2条、地方債の補正でございます。

下4ページをお開きください。

第2表、地方債の補正につきましては、限度額を、4億4,140万円に増額するものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明を申し上げます。

下12ページをお開き下さい。

歳出といたしましては、款2. 下水道費を、1,300万円増額補正し、9,167万1,000円に改めるものでございます。

これは、堀江三丁目の認可区域のうち、農地であることから整備を保留しておりました区域におきまして、開発行為による宅地造成が行われることか

ら、新たに下水道管の布設を行う必要が生じたためでございます。

続きまして、歳入につきまして、説明を申し上げます。

下10ページをお開き下さい。

款8. 町債を、1,300万円増額補正し、4億4,140万円に改めるものでございます。

これは下水道費を増額補正したことによる、下水道事業債の補正でございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額9億6,427万4,000円に、1,300万円を増額し、9億7,727万4,000円に改めるものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第8号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第11、議案第9号、工事請負契約の締結について（平成27年度豊原小学校屋内運動場大規模改修・非構造部材耐震化工事）についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長、石原君

総務課長（石原 光弘）

それでは、議案第9号、工事請負契約の締結についての、提案説明を申し上げます。

件名につきましては、「平成27年度豊原小学校屋内運動場大規模改修・非構造部材耐震化工事」でございます。

工事場所は、多度津町大字南鴨で、契約の方法につきましては、7社による指名競争入札でございます。

契約金額は、8,316万円で、その内消費税額は、616万円でございます。

参考までに、請負比率は、97.96%でございました。

工事請負人は、多度津町大字道福寺451番地、枝園建設株式会社、代表取締役枝園和幸でございます。

また、参考資料といたしまして、2ページから4ページに工事請負契約書及び契約保証金にかわる保証書の写し、並びに位置図を添付いたしております。

工事の概要といたしましては、屋根の防水、外壁塗装、フローア一張替え、天井ボードの除却等でございます。

なお、工期につきましては、平成27年10月31日までとしております。

以上の内容のものを、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に

関する条例、第2条の規定により、本工事請負契約に関する契約を締結することについて、議会の議決をもとめるものでございます。

以上簡単でございますが、議案第9号、工事請負契約の締結についてよろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第12、議案第10号、多度津町道の路線認定についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

建設課長、島田君。

建設課長（島田 和博）

失礼致します。

議案第10号、多度津町道の路線認定について、提案説明を申し上げます。

今回の町道認定をお願いいたします路線は、多度津山開発地の一区画で売却予定地の進入路でございます。1ページ及び2、3ページの位置図、認定箇所図をご覧ください。

当該認定路線箇所は、東白方前池から新消防庁舎方面に向かう町道262号線から南側開発地に接続し、東側の北山配水池にも接する路線でございます。

認定路線名は、町道262-1号線で起終点といたしましては、多度津町東白方字東谷701番地1を起点とし、終点地番も同地番でございます。

延長は24m、幅員は8mから13mを町道認定しようとするものでございます。

以上の内容のものを、道路法第8条第2項の規定によりまして、町道の路線認定について、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第10号、多度津町道の路線認定について、よろしくご審議賜りますようお願いをして、提案説明とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第13、議案第11号、香川県市町総合事務組合格約の一部変更についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長公室長、高嶋君。

町長公室長（高嶋 好弘）

議案第11号、香川県市町総合事務組合格約の一部変更についての提案説明を申し上げます。

小豆医療組合が、平成27年4月1日から、地方公営企業法の規定の全部を適用することにより、その名称が小豆島中央病院企業団となったこと及び当該企

業団の退職手当に関する事務を当組合において共同処理することに伴いまして、香川県市町総合事務組合同規約の一部を変更するため、地方自治法第286条第1項の規定により、本町をはじめ、関係市町との協議が必要なことから同法第290条の規定に基づき、多度津町議会の議決を求めるものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

2ページから5ページの香川県市町総合事務組合同規約新旧対照表をご覧ください。

2ページの別表第1中及び4ページの別表第2の8の項中、5ページの別表第3中「小豆医療組合」を「小豆島中央病院企業団」に改め、3ページの別表第2の1の項中「三木・長尾葬斎組合」を「三木・長尾葬斎組合 小豆島中央病院企業団」に改めようとするものでございます。

1ページにお戻りください。

附則といたしまして、この規約は、香川県知事の許可のあった日から施行し、改正後の香川県市町総合事務組合同規約の規定は、平成27年4月1日から適用するものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第14、議案第12号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

議案第12号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員会委員であります森忠氏は、平成27年7月6日をもって任期満了となります。

つきましては、その後任として東原由幸氏を選任いたしたいので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

氏は、多度津町大字道福寺331番地5にお住まいで、昭和31年3月17日生まれの59歳でございます。

また、氏は、司法書士・土地家屋調査士として経験豊富で、地域の固定資産に関する実情に精通し、人格・識見ともに優れておられますので、固定資産評価審査委員会委員として最適任であると考えております。

なお、任期は平成27年7月7日から平成30年7月6日まででございます。



よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

本案は人事案件でございますので、本日先議いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本日先議することに決定いたしました。

これより質議に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結致します。

続いて討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結致します。

これより議案第12号についてを採決致します。

本案は原案に同意したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案に同意することに決定いたしました。

ここでお諮り致します。

ただ今までに、提案理由の説明がされました議案で、議案第2号、及び議案第5号から議案第9号、議案第11号を、総務教育常任委員会に、議案第1号及び議案第3号、議案第4号、議案第10号を、建設産業民生常任委員会に、会議規則第39条第1項の規定により付託の上、審査することに致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって11議案を会期中の総務教育常任委員会、及び建設産業民生常任委員会に付託の上審査することに決定をいたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了をいたしました。

これにて、散会を致します。

どうもありがとうございました。

散会 午前9時51分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成 27 年 6 月 11 日  
第2回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記